

就業規則

特定非営利活動法人 フリースクール鈴蘭学園

フリースクール鈴蘭学園

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、特定非営利活動法人フリースクール鈴蘭学園（以下、「法人」という）と職員の労働条件、服務規律その他の就業に関することについて定めたものです。なお、この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の関係法令の定めるところによります。

第2条（適用範囲）

この規則は、第2章の手続きにより採用された職員（以下、「職員」という）に適用します。ただし、パートタイマーの就業に関し必要な事項については、別に定めるそれぞれの就業規則によります。

第3条（規則の遵守）

法人と職員は、ともにこの規則及び付属する規則を守り、お互いに協力して事業の運営に当たらなければなりません。

第2章 採用・異動等

第4条（採用の手続き）

法人は、就職を希望する者から選考し、職員を採用します。

第5条（採用時の提出書類）

職員に採用された者は、次の書類を採用日から2週間以内に提出してください。なお、③④については採用日に提出してください。

- ① 履歴書
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 労働契約書
- ④ 前職のある者は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、雇用保険被保険者証、源泉徴収票等
- ⑤ 通勤経路申請書
- ⑥ その他法人が必要と認めるもの

第6条（試用期間）

- 1 職員として採用された者は、採用日から6か月間を試用期間とします。なお、法人が特に認めるときは、その期間を短くし、又は設けない場合があります。
- 2 試用期間中、知識、技術、技能、勤務態度、健康状態等、職員として不適格と認めたときは解雇することがあります。

3 試用期間は勤続年数に通算します。

第7条（労働条件の明示）

法人は、職員の採用に際しては、労働契約書を交わし、採用時の給与、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするとともに、この規則の写しを交付して労働条件を明示します。

第8条（人事異動）

法人は業務上の必要のあるときは、職員に配置転換、転勤、職種変更、出向、派遣等を命ずることがあります。また、この命令に職員は、相当な理由のない限り従わなければなりません。

第9条（業務引継）

第8条により異動する職員は、業務引継を済ませ法人の指定する日までに着任しなければなりません。

第10条（休職）

1 職員が次の項目に該当する場合は、原則として所定の期間休職を命じます。なお、休職期間中は無給とします。

- ① 業務外の傷病で引き続き1か月間を越えて欠勤し、継続して療養する必要のあり勤務ができないと認められたとき
- ② 特別な事情があり、休職させる必要があると認めたとき。

2 休職期間中に休職事由が消滅したときは、原則として元の職務に復帰させます。ただし、元の職務につかせることが困難であるか、または不適格な場合は、他の職務につかせることができます。

3 業務外の傷病で休職し、休職期間満了後も、傷病が治癒せずに就業困難な場合は休職期間満了をもって退職とします。

第3章 服務等

第11条（服務）

職員は法人の運営理念・指針、そして指示命令を守り、誠実に職務を遂行し責任を自覚し、職場の秩序の維持に努めなければなりません。

第12条（遵守事項）

職員は次の事項を守らなければなりません。

- ① 勤務時間中は仕事に専念し、みだりに職場を離れないこと
- ② 法人の許可なく仕事以外の目的で法人施設、物品等を使用しないこと
- ③ みだりに法人の物品、帳簿等を法人外に持ちださないこと
- ④ 出退勤の際は出勤簿に出退勤時刻を記入すること
- ⑤ みだりに遅刻、早退、欠勤しないこと
- ⑥ 仕事上の地位を利用して、自己の利益を図り、また贈与を受けるなど不正な行為をしないこと
- ⑦ 法人内における風紀、秩序を乱す行為はしないこと
- ⑧ 法人に対して名誉、信用を傷つける行為をしないこと
- ⑨ 法人、取引先、利用者の秘密を漏らさないこと
- ⑩ 法人の許可なく、他社で働くかること
- ⑪ 性的な言動で他の職員に不利益を与える、職場環境を害さないこと
(セクシュアル・ハラスメント等を含む)

第13条（労働時間及び休憩時間）

1 労働時間は1週間について40時間、1日について8時間とします。

2 始業・終業時刻及び休憩時間は、次のとおりです。

ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げまたは繰り下げることがあります。

月曜から金曜まで

始業時刻 9：00 終業時刻 18：00

休憩時刻 11：00から12：00または12：00から13：00(1時間)

第14条（休日）

1 休日は次のとおりです。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日（日曜日と重なった場合はその翌日）
- (3) 年末年始
- (4) 夏期休日
- (5) その他法人の指定する日

2 業務の都合によりやむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振替えることがあります。

第15条（時間外・休日労働）

- 1 業務の都合により、第13条の所定労働時間を超え、又は第14条の所定休日に労働させことがあります。
- 2 前項の場合、法定労働時間を超える労働又は法定休日における労働については、あらかじめ会社は労働者の過半数代表者と書面による労使協定を締結するとともに、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとします。
- 3 妊娠中の女性、産後1年を経過しない女性労働者（以下「妊娠婦」という）であって請求した者及び18歳未満の者については、第2項による時間外労働又は休日若しくは深夜（午後10時から午前5時まで）労働に従事させません。
- 4 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、第1項から前項までの制限を超えて、所定労働時間外又は休日に労働させることができます。ただし、この場合であっても、請求のあった妊娠婦については、所定労働時間外労働又は休日労働に従事させません。

第16条（年次有給休暇）

- 1 入社日から6か月間継続勤務し、所定労働日数の8割以上出勤した者には10日の年次有給休暇を与えます。その後は1年を経過することに次のとおり年次有給休暇を与えます。

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以降
有給日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 前項により与えられた年次有給休暇は与えられた日から2年間に限り使用することができます。
- 3 8割以上の出勤に関して、次の不就労日は出勤扱いします。
 - (1) 年次有給休暇を取得した日
 - (2) 第17条に定める産前産後休暇
 - (3) 第20条に定める育児休業の期間
 - (4) 第20条に定める介護休業の期間
 - (5) 業務上の傷病による休業の期間
- 4 年次有給休暇を取得するときは、取得日の前日の勤務終了までに休暇届により、申し出てください。なお、本人の急病等やむを得ない事情により事前の届出ができなかったときは、事後の届出による年次有給休暇を認める場合があります。
- 5 法人は、業務繁忙等により、業務の正常な運営に支障の生じるおそれがあるときは申出た取得日の時季の変更を求めることがあります。
- 6 年次有給休暇を取得した日は通常の給与を支給します。

第17条（産前産後休暇）

- 1 6週間以内（多胎妊娠の場合は14週間以内）に、出産予定の女性が請求したときは、出産予定日の6週間前から出産日まで産前休暇を与えます。
- 2 出産日の翌日から8週間については、産後休暇を与えます。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、医師が支障なしと認めたときは業務に就かせることがあります。なお、この場合の出産とは、妊娠4か月以上の分娩とし死産を含みます。
- 3 産前産後休暇は無給とします。

第18条（母性保護管理のための休暇）

- 1 妊娠中または出産後1年を経過しない女性から所定労働時間内に、母子健康法に基づく健康指導または健康審査を受けるために、通院休暇の請求があれば次の範囲で休暇を与えます。なお、通院休暇は無給とします。

① 産前

妊娠23週まで	4週に1回
妊娠24集から35週まで	2週に1回
妊娠36週から出産まで	1週に1回

ただし、医師または助産婦（以下「医師等」という）がこれと異なる指示をしたときは、その指示による必要な期間。

② 産後（1年以内）

医師等の指示による必要な期間

- 2 妊娠中または出産後1年を経過しない女性から、健康指導または健康審査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があれば、次の措置を講ずることとします。

① 妊娠中の通勤緩和

通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間の短縮または1時間の時差出勤

② 妊娠中の休憩の特例

休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

③ 妊娠中または出産後の諸症状に対応する措置

妊娠または出産に関する諸症状の発生または発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるような業務の軽減、勤務時間の短縮、休業等

第19条 (育児時間)

- 1 生後1年未満の生児を育てる女性から請求があれば、第13条に定める休憩時間のほかに1日2回30分の育児時間を与えます。なお、育児時間は無給とします。
- 2 本人の申出により、1日1回60分に育児時間をまとめることができます。

第20条 (育児介護休業)

別に定める「育児・介護休業規則」による対象職員が申出た場合、その規則に基づき育児休業、介護休業、育児短時間制度等を受けることができます。

第21条 (生理休暇)

生理日の就業が著しく困難な女性から、生理日に休暇の請求があった場合は、必要な時間または日数の生理休暇を与えます。

なお、生理休暇は無給とします。

第22条 (特別休暇)

- 1 職員が次の各号に該当するときは、それぞれ定める日数の特別休暇を与えます。

① 本人の結婚	5日
② 配偶者、父母（養父母含む）、子（養子含む）の死亡	5日
③ 妻が出産した時	5日
④ 祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹の死亡	3日
⑤ その他法人が認めたとき	必要な期間
- 2 特別休暇は所定の様式で、所属長に事前に申請し承認を得なければなりません。ただし、やむを得ない事由で事前に承認を得ることができない場合は、事後に速やかに申請してください。
- 3 特別休暇中の給与は有給とします。

第23条 (給与)

職員の給与に関する事項は別に定める給与規則によります。

第24条 (定年)

- 1 職員に定年は65歳とします。
- 2 定年退職日は定年に達した日の属する給与計算締切日とします。
- 3 法人は、定年に達した者が、就労することを希望した場合、期間を定めて再雇用することがあります。その限度は70歳までとします。なお、契約内容については、再雇用契約書により個別に決定します。

第25条（退職）

職員が次の各号に該当するに至ったときは、退職として職員の身分を失います

- (1) 死亡したとき
- (2) 第24条による定年に達したとき
- (3) 第10条による休職期間が満了しても、その休職事由が消滅せず、復職出来ないとき
- (5) 第26条による自己都合退職の手続きにより承認されたとき、または退職願提出後14日を経過したとき
- (6) 行方不明により欠勤となり、その期間が継続して30日に達したとき

第26条（自己都合退職の手続き）

- 1 自己都合の退職しようとするときは、できる限り1か月前までに退職理由・退職日を明記して退職願いを提出しなければなりません。ただし、やむを得ず1か月前までに退職願いを提出できないときは、少なくとも14日前までに、これを提出しなければなりません。
- 2 前項により退職願を提出した者は、法人の承認があるまで従前の勤務を継続して業務の引継ぎその他支障のないようにしなければなりません。

第27条（解雇）

職員が次のいずれかに該当するときは、解雇します。

- ① 事業の廃止・縮小その他事業の運営上やむを得ない事情によるとき
- ② 勤務成績または仕事の効率が著しく不良で、職員としてふさわしくないと認めたとき
- ③ 精神または身体の障害により業務に耐えられないと認めたとき
- ④ その他前号に準ずるやむを得ない事情があるとき
- ⑤ 第32条に該当する懲戒の事由、若しくは懲戒処分を受けたにも関わらず、改善が見られなかった場合

第28条（解雇の预告）

前項により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に解雇する日を予告するか、又は、平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払います。なお、予告日数を短縮する場合は短縮した日数に応じた解雇予告手当を支払います。

ただし、次のいずれかに該当する職員を解雇する場合は、この限りではありません。なお、解雇され又は解雇を予告された職員から請求がある場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付します。

- ① 日々雇入れられる職員（1か月を越えて引続き雇用された者を除く）
- ② 2か月以内の期間を定めて雇用する職員（所定期間を越えて引続き雇用された者を除く）
- ③ 試用期間中の職員（14日を越えて引続き雇用された者を除く）

第29条（解雇の制限）

職員が次のいずれかに該当するときは、その期間は解雇しません。

- ① 業務上による負傷・疾病により療養のため休業する期間及びその後の30日間
- ② 産前産後休暇により休業する期間及びその後の30日間

第30条（表彰）

法人は、職員が次のいずれかに該当するときは、表彰します。

- ① 業務上有益な創意工夫、改善を行い企業運営に貢献したとき
 - ② 長年にわたり誠実に勤務したとき
 - ③ 前各号に準ずる功労のあったとき
- 2 前項の表彰は、賞状のほか賞金または賞品を授与します。

第31条（懲戒の種類と程度）

懲戒は、その情状により次の区分により行います。

- ① けん責 始末書を提出させ将来を戒めます。
- ② 減給 1回の事案による額は、平均賃金の1日分の半額を超えることなく、また、総額が当該月の賃金総額の10分の1を越えない範囲とします。
- ③ 出勤停止 7日間を限度として出勤を停止する。その間の賃金は支給しません。
- ④ 懲戒解雇 即時解雇します。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しません。

第32条（懲戒の事由）

- 1 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給、出勤停止とします。
- ① 正当な理由なく無断欠勤が3日以上に及ぶとき
 - ② 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退し、勤務を怠ったとき
 - ③ 過失により法人に損害を与えたとき
 - ④ 素行不良で法人内の秩序、風紀を乱したとき（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、逆パワー・ハラスメントによるものを含む）
 - ⑤ その他、この規則に違反し、または前各号に準ずる不都合な行為があったとき

2 職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とします。ただし、情状により減給または出勤停止とすることがあります。なお、解雇され又は解雇を予告された職員から請求がある場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付します。

- ① 正当な理由なく無断欠勤 7 日以上に及び、再三の出勤督促にも応じないとき
- ② しぶしぶ欠勤、遅刻、早退を繰返し、再三にわたる注意にも改めないとき
- ③ 法人内における窃盗、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき、またはこれらの行為が法人外で行われた場合において、それが著しく法人の名誉もしくは信用を傷つけたとき
- ④ 故意または重大な過失により法人に重大な損害を与えたとき
- ⑤ 重大な経歴詐称をしたとき
- ⑥ その他この規則に違反し、または前各号に準ずる重大な行為があったとき

第33条（安全衛生）

- 1 法人は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のため必要な措置を講じます。
- 2 職員は、安全衛生に関する法令及び法人の指示を守り、法人と協力して労働災害の防止に努めなければなりません。

第34条（健康診断）

- 1 職員に対しては、採用の際及び毎年1回、定期に健康診断を行います。
- 2 健康診断の結果必要と認めるときは、労働時間の短縮その他健康保持上必要な措置を命じることがあります。

第35条（労働災害補償）

職員が業務上の事由または通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行います。

附 則

この規則は令和2年6月1日より施行する。